

令和6年4月1日

長野市芸術館第3期指定管理事業方針を策定しました

長野市芸術館は、令和6年4月1日から第3期指定管理がスタートしました。指定管理者である一般財団法人長野市文化芸術振興財団が、指定管理期間における長野市芸術館事業方針を策定しましたので、以下のとおりお知らせします。

1 第3期指定管理期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日(5年間)

2 事業テーマ 文化芸術でさらに心豊かで幸せなまちに
～ここから つながる

3 事業テーマロゴ



ここから
つながる
文化芸術で
さらに心豊かで
幸せなまちに

4 事業方針詳細 別紙「長野市芸術館第3期指定管理事業方針」を
ご覧ください

観光文化部文化芸術課
長野市芸術館

(課長) 峯村 賢
(館長) 高橋 要

(担当) 前田 大吾
(事務局長) 戸谷 昌秀

お問合せは長野市芸術館（下記）までお願いします。

TEL：026-219-3100

FAX：026-219-3110

E-mail：office@nagano-arts.or.jp